

内閣府

【内閣官房】

1. 水際対策について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類に見直す方針が示されているが、これによって現在も継続しているワクチン接種証明書（3回接種済み）または出国前72時間以内の検査証明書の提示はどのようになるのか。また今後、変異株の発生等で再び感染者が爆発的に増加した場合、入国者上限数の設定を再度行う可能性はあるのか。その際の法的根拠も確認したい。あわせて、本年秋にも感染症対策の総合調整を一元的に担う司令塔組織として内閣感染症危機管理統括庁が設置されるとのことであるが、同庁が水際対策についてどのような権限を持つことになるかも確認したい。